

Ⅲ. ロシアの経済制度と法令

1. ロシアの税制

(1) 税制の概要

ロシアの税制の基本は、1998年から順次採択された「ロシア連邦税法典」(以下、「税法典」)に定められている。その構成は、第1表に示したとおりである。その第1部では一般的原則が定められ、第2部において個々の税金に関する規定が定められている。税制改革は未だ続いており、税法典は頻繁に修正されている。また、関税については、この税法典には規定がなく、1993年5月21日付連邦法第5003号「関税率」と2003年5月28日付連邦法第61号「ロシア連邦関税法典」で定められている。

ロシアの税金には、連邦税、地域税、地方税の3つの区分があり、その定義は以下のとおりである。

連邦税：税法典で定められ、ロシアの全領内において納税が義務付けられる。

地域税：税法典と地域の税法で定められ、当該地域において納税が義務付けられる。

地方税：税法典と地方自治体機関の規範的法的文書で定められ、当該地方において納税が義務付けられる。

ここで、「地域」とはロシアの89の連邦構成主体(共和国、地方(クライ)、州、自治管区など)を指し、「地方」とはその下部の郡、市町村などの地方自治体を指す。以上の定義で分かるように、税法典で定められていない税金を地域や地方が独自に導入することはできない。税法典に定められた税金は、第2表のとおりである。

なお、以上の区分は、どこで税金が課税されるかによる区分であって、どのレベルの予算の税収になるかというのは別の問題である。ロシアの予算には、連邦予算、地域予算、地方予算の区分がある。連邦税であっても、地域予算、地方予算の税収になるものがあり、地域税であっても、地方予算の税収になるものがある。どのレベルの予算の税収になるのかについては、1998年7月31日付連邦法第145号「ロシア連邦予算法典」と各年度の「連邦予算法」で定められている。

(第1表)「ロシア税法典」の構成

編・章名	連邦法採択日・号数	施行日
第1部		
第1編 総則	1998年7月31日第146号	1999年1月1日
第2編 納税者および手数料支払者。納税代理人。税法関係における代理	同上	同上
第3編 税務機関。関税機関。国家予算外基金機関。内務機関。税務機関、関税機関、国家予算外基金機関、内務機関、その職員の責任	同上	同上
第4編 租税および手数料支払義務履行の一般規則	同上	同上
第5編 税申告および税監督	同上	同上
第6編 税法違反および税法違反に対する責任	同上	同上
第7編 税務機関の行為およびその職員の行為または怠慢に対する不服申し立て	同上	同上
第2部		
第8編 連邦税		
第21章 付加価値税	2000年8月5日付第117号	2001年1月1日
第22章 物品税	同上	同上
第23章 個人所得税	同上	同上
第24章 統一社会税	同上	同上
第25章 組織利潤税	2001年8月6日付第110号	2002年1月1日
第25章の1 動物・水産資源利用料	2003年11月11日付第148号	2004年1月1日
第25章の2 水税	2004年7月28日付第83号	2005年1月1日
第26章 鉱物資源採掘税	2001年8月8日付第126号	2002年1月1日
第8編の1 特別税制		
第26章の1 農業商品生産者のための課税制度（統一農業税）	2003年11月11日付第147号	2004年1月1日
第26章の2 簡易課税制度	2002年7月24日付第104号	2003年1月1日
第26章の3 個々の業種の見なし収入に対する統一税の形での課税制度	同上	同上
第26章の4 生産物分与協定遂行時の課税制度	2003年6月6日付第65号	2003年6月10日
第9編 地域税および手数料		
第27章 売上税（2004年1月1日に失効）	2001年11月27日付第148号	2002年1月1日
第28章 運輸税	2002年7月24日付第110号	2002年8月31日
第29章 賭博税	2002年12月27日付第182号	2004年1月1日
第30章 組織資産税	2003年11月11日付第139号	2003年12月16日

(注) 第8編の1、第25章の1などは、後から追加された編あるいは章であり、原文では上付きの数字である。

これらの税金のほかに、税法典では、第8編の1として4つの特別税制が定められている（第1表参照）。これらは、農業企業、中小企業など、特定業種の生産者に適用されるもので、複数の税金が統一されて、簡便な形で納税できる仕組みとなっている。

第3表には、2003年国家予算実績を示した。国家予算全体では、付加価値税、組織利潤税、個人所得税、関税、物品税、鉱物資源採掘税の6税で、税収のほぼ9割を占めている。連邦予算では、付加価値税、関税、物品税、鉱物資源採掘税の4税で、税収の9割を占めている。地域統合予算（地域予算＋地方予算）では、個人所得税、組織利潤税、企業資産税の3税で、税収の7割を占めている（統一社会税は、用途が特定されているため、ロシアの予算統計では税収の外に記載される場合があり、第3表でも税収に含められていない）。

(第2表)ロシアの税金

連邦税	1 付加価値税
	2 物品税
	3 個人所得税
	4 統一社会税
	5 組織利潤税
	6 鉱物資源採掘税
	7 相続税・贈与税
	8 水税
	9 動物・水産資源利用料
	10 国家税
地域税	1 組織資産税
	2 賭博税
	3 運輸税
地方税	1 土地税
	2 個人資産税

(出所) ロシア連邦税法典第13～15条。

(第3表)2003年のロシアの国家予算歳入

(構成比 %)

	国家予算	うち; 連邦予算	地域統合予算
税収	81.2	78.6	68.8
組織利潤税	12.7	6.6	18.4
個人所得税	11.0	0.0	23.6
賭博税	0.1	0.1	0.1
付加価値税	21.3	34.1	0.0
物品税	8.3	9.8	4.7
売上税	1.4	0.0	2.9
簡易課税制度適用による統一税	0.4	0.2	0.5
個々の業種の見なし収入に対する統一税	0.4	0.2	0.5
企業資産税	3.2	0.0	6.9
鉱物資源採掘税	8.0	9.6	4.4
土地税	0.9	0.0	1.9
関税	10.9	17.5	0.0
税外収入	8.0	6.7	8.1
国有・地方自治体資産運用	5.8	4.3	6.6
予算間移転	...	0.0	19.5
目的別基金	2.9	0.6	5.4
統一社会税	8.8	14.1	0.0
歳入合計	100.0	100.0	100.0

(注) 地域統合予算＝地域予算＋地方予算

(出所) ロシア財務省ホームページ (<http://www.minfin.ru>)。

(2) 主要な税金

●付加価値税 (налог на добавленную стоимость)

①準拠する法令：税法典第21章

②納税者：組織、自営業者

③課税基準（対象）：販売額（原材料品に課せられた付加価値税額は、控除される。輸入品にも課税される）

④税率：18%

ただし、一連の食料品（食肉、牛乳、卵、バター、砂糖、塩、穀物、パン、水産物、野菜など）、子供用製品（衣服、学用品など）、定期刊行物、医薬品については10%。

また、輸出品については0%（実際には、輸出証明書を提出することにより、一旦支払った納税額が還付される）。

⑤税の区別：連邦税で、連邦予算に100%納入される。

⑥備考：2003年の連邦予算歳入の3分の1以上を占め、連邦予算のなかで最大の財源である。2003年までは税率が20%であったが、2004年1月1日から18%に引き下げられた。さらなる税率の引き下げと輸出や投資の際の還付迅速化の問題を解決する必要性が2004年5月の大統領教書で述べられている。

●物品税 (акцизы)

①準拠する法令：税法典第22章

②納税者：組織、自営業者

③課税基準（対象）：特定商品の販売量あるいは販売額（輸入品にも課税される）

④税率：以下は、主要な課税対象商品についての例示である。なお、税率がルーブル表示のため、物価が上昇するなかで毎年のように税率の改定が行われている。2004年現在の税率を示すが、鉤括弧内に2005年1月1日以降の税率も示しておく。

ウォッカ類（25度以上）：1ℓ当たり135ルーブル [146ルーブル]

ワイン（最上酒）：1ℓ当たり88ルーブル [95ルーブル]

ビール（8.6度以上）：1ℓ当たり5.3ルーブル [6.28ルーブル]

タバコ：1,000本当たり60ルーブル＋販売価格の5% [1,000本当たり65ルーブル＋販売価格の8%。ただし、販売価格の20%以上となる]

乗用車（67.5kW（90馬力）以上112.5kW（150馬力）以下）：0.75kW（1馬力）当たり14ルーブル

[15ルーブル]

乗用車 (112.5kW (150馬力) 以上) : 0.75kW (1馬力) 当たり142ルーブル [153ルーブル]

ガソリン : 1 t 当たり2,460ルーブル [2,657ルーブル]

ガソリン (ハイオク) : 1 t 当たり3,360ルーブル [3,629ルーブル]

ディーゼル油 : 1 t 当たり1,000ルーブル [1,080ルーブル]

ディーゼル・キャブレター・エンジン・オイル : 1 t 当たり2,732ルーブル [2,951ルーブル]

⑤税の区別 : 連邦税である。品目ごとに連邦予算と地域統合予算に納入される割合が各年度連邦予算法のなかで定められている。

タバコ、乗用車 : 連邦予算に100%納入される。

ガソリン、ディーゼル油、ディーゼル・キャブレター・エンジン・オイル : 連邦予算に40%、地域統合予算に60%納入される。

ウォッカ、ワイン、ビール : 地域統合予算に100%納入される。

課税対象品目で輸入されたもの : 連邦予算に100%納入される。

⑥備考 : 2003年までは天然ガスにも課税されていたが (税率15%)、2004年1月1日から廃止された。

●個人所得税 (подходный налог с физических лиц)

①準拠する法令 : 税法典第23章

②納税者 : 個人

③課税基準 (対象) : 所得

④税率 : 13%

⑤税の区別 : 連邦税で、地域統合予算に100%納入される。

⑥備考 : 2003年の地域統合予算歳入の4分の1近くを占め、地域統合予算のなかで最大の財源。

●統一社会税 (единый социальный налог)

①準拠する法令 : 税法典第24章、2001年12月15日付連邦法第167号「ロシア連邦における強制年金保険」

②納税者 : A.個人に賃金を支払う組織、自営業者。B.自営業者。

※以下では、Aの場合のみについて記述する。

③課税基準 (対象) : 賃金支払額

④税率：以下のように、賃金支払額の4つの区分に応じて、逆累進税率が適用される。

年収	税率
10万ルーブル以下	35.6%
10～30万ルーブル	3万5,600ルーブル+10万ルーブル超過額の20%
30～60万ルーブル	7万5,600ルーブル+30万ルーブル超過額の10%
60万ルーブル以上	10万5,600ルーブル+60万ルーブル超過額の2%

2005年1月1日以降、税率は次のように大幅に引き下げられることが決められている。賃金支払額の区分は3つとなる。

年収	税率
28万ルーブル以下	26.0%
28～60万ルーブル	7万2,800ルーブル+28万ルーブル超過額の10%
60万ルーブル以上	10万4,800ルーブル+60万ルーブル超過額の2%

⑤税の区別：連邦税で、連邦予算といくつかの社会的基金に納入されるが、納入額は賃金支払額の4つの区分ごとに異なる。年収10万ルーブルまでの賃金支払額の場合は、連邦予算に税率28%分、ロシア連邦社会保険基金に同4%分、連邦強制医療保険基金に同0.2%分、地域強制医療保険基金に同3.4%分が納入される。連邦予算に納入される税率28%分は、年金の支払いに向けられるために、連邦予算を通じてロシア年金基金に繰り入れられる。

2005年1月1日以降は、次のように改定される。納入額は賃金支払額の3つの区分ごとに異なる。年収28万ルーブルまでの賃金支払額の場合は、連邦予算に税率20%分、ロシア連邦社会保険基金に同3.2%分、連邦強制医療保険基金に同0.8%分、地域強制医療保険基金に同2.0%分が納入される。連邦予算に納入される部分が28%から20%へと大きく引き下げられるが、年金支給額の3つの区分（基礎部分、保険部分、積立部分）のうち、保険部分と積立部分に充当される部分は現行と同じ税率14%分とされており、基礎部分に充当される部分が14%から6%へと大きく引き下げられることとなった。

●組織利潤税（налог на прибыль организаций）

①準拠する法令：税法典第25章

②納税者：組織

③課税基準（対象）：利潤

④税率：24%

⑤税の区別：連邦税で、連邦予算に税率5%分、地域予算に同17%分、地方予算に同2%分納入される[2005年1月1日以降は、連邦予算に税率6.5%分、地域予算に同17.5%分納入される]。地域予算への納入分の税率は、地域予算の法律により、一部の納税者に対して13%まで[2005年1月1日以降は、13.5%まで]引き下げることができる。

⑥備考：日本の法人税に相当。地域統合予算にとって、個人所得税に次いで2番目に大きな税収となっている。

● 鉱物資源採掘税 (налог на добычу полезных ископаемых)

①準拠する法令：税法典第26章

②納税者：地下資源の利用者である組織、自営業者

③課税基準(対象)：鉱物資源の採掘額あるいは採掘量

④税率：以下は、主要な課税対象資源についての例示である。

泥炭、石炭：4%

鉄鉱石：4.8%

金：6%

貴金属：6.5%

ミネラルウォーター：7.5%

非鉄金属、レアメタル、ダイヤモンド：8%

ガスコンデンセート：17.5%

天然ガス：1,000m³当たり107ルーブル[2005年1月1日以降は、135ルーブル]

石油：16.5%。ただし、2006年12月31日までは、石油の世界市場価格の変動に応じて変動する従量税とされた。すなわち、石油1t当たりの税額は、四半期ごとに次の計算式で定められる。

$$\text{税額} = 347 \times (P - 8) \times R / 252$$

ここで、P=地中海およびロッテルダム市場のウラル原油の価格(1バレル当たりのドル建て価格)

R=ルーブルの公定レート(1ドル当たりルーブル額)

この式によれば、1ドル=30ルーブルとすると、ウラル原油が1バレル=20ドルの時に税額が496ルーブル、30ドルの時に909ルーブル、40ドルの時に1,323ルーブルなどとなる。

2005年1月1日以降、この式が次のように変えられることが決められている。PとRの定義は、上記と同じである。

$$\text{税額} = 419 \times (P - 9) \times R / 261$$

この式によれば、1ドル=30ルーブルとすると、ウラル原油が1バレル=20ドルの時に税額が530ルーブル、30ドルの時に1,011ルーブル、40ドルの時に1,493ルーブルなどとなり、現行の計算式と比べてかなりの増額となる。

⑤税の区別：連邦税である。品目ごとに連邦予算と地域統合予算に納入される割合が予算法典のなかで定められている。

石油：地方（クライ）あるいは州に属する自治管区の場合は、連邦予算に81.6%、自治管区予算に13.4%、地方（クライ）あるいは州予算に5%納入される。そうでない場合は、連邦予算に85.6%、地域統合予算に14.4%納入される。

天然ガス：連邦予算に100%納入される。

広範に存在する鉱物資源：地域統合予算に100%納入される。

その他の鉱物資源：連邦予算に40%、地域統合予算に60%納入される。

大陸棚および排他的経済水域の鉱物資源：連邦予算に100%納入される。

⑥備考：天然ガスの鉱物資源採掘税は、2003年までは税率16.5%の従価税であったが、2004年から上記のように従量税に変えられた。資源利用の課税制度をさらに改革する必要性が2004年5月の大統領教書で述べられている。石油や天然ガスについて、他の鉱物資源とは異なる扱いがなされているのは、税収が大きいことに加えて、企業側の税逃れ行動が甚だしかったためである。同税が採掘額に課税される場合、企業は採掘部門を独立させて、そこからきわめて低い価格で石油・ガスを購入して、加工・精製部門に送るといった行動をとった。これにより、企業全体としては、納税額を著しく削減することができるので、こうした行動に対処するために、上記のような従量税方式が生み出されたのである。

●運輸税（транспортный налог）

①準拠する法令：税法典第28章、地域の税法

②納税者：輸送手段の登録者

③課税基準（対象）：各種輸送手段のエンジン出力（馬力表示）など

④税率：以下は、主要な課税対象輸送手段についての例示であるが、地域の法律により、5倍あるいは5分の1を限度に増減できる。

乗用車（150～200馬力）：1馬力当たり10ルーブル

同上（200～250馬力）：同15ルーブル

同上（250馬力以上）：同30ルーブル

オートバイ (20～35馬力) : 同 4 ルーブル

バス (200馬力以上) : 同20ルーブル

トラック (200～250馬力) : 同13ルーブル

モーターボート (100馬力以上) : 同20ルーブル

飛行機 : 同25ルーブル

⑤税の区別 : 地域税で、地域統合予算に100%納入される。

⑥備考 : 運輸税は、従来の自動車道路利用税や輸送手段保有者税に換わって、地域の道路基金 (道路建設・補修などを目的とする基金) の主要な財源となっている。

●組織資産税 (налог на имущество организаций)

①準拠する法令 : 税法典第30章、地域の税法

②納税者 : 組織

③課税基準 (対象) : 固定資産を構成する動産・不動産の年平均資産額

④税率 : 地域の法律によって定められるが、2.2%を上限とする。

⑤税の区別 : 地域税で、地域統合予算に100%納入される。

●輸入関税 (ввозная таможенная пошлина)

①準拠する法令 : 関税率法、関税法典

②納税者 : 税関申告者

③課税基準 (対象) : 特定の輸入品の通関額 (量)

④税率 : 政府決定により品目ごとに定められている (79ページ参照)。

⑤税の区別 : 連邦税で、連邦予算に100%納入される。

●輸出関税 (вывозная таможенная пошлина)

①準拠する法令 : 関税率法、関税法典

②納税者 : 税関申告者

③課税基準 (対象) : 一部の輸出品の通関額 (量)

④税率 : 政府決定により品目ごとに定められている。

⑤税の区別 : 連邦税で、連邦予算に100%納入される。

⑥備考 : 石油、天然ガスを中心とするロシアの重要な輸出品目のみに課せられている。